

春日井市民生委員・児童委員身分証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市の区域におかれた民生委員・児童委員の身分証明書について、必要な事項を定めるものとする。

(交付)

第2条 市長は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条の規定により厚生労働大臣から民生委員・児童委員に委嘱された民生委員・児童委員のうち春日井市の区域内を担当する者に対し、民生委員・児童委員身分証明書（第1号様式。以下「身分証明書」という。）を交付する。

(有効期間)

第3条 身分証明書の有効期間は、交付の日から民生委員・児童委員の任期満了の日までとする。

(携帯提示義務)

第4条 民生委員・児童委員は、その職務の執行に際しては、常に身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(記載事項の変更等)

第5条 民生委員・児童委員は、氏名に変更があったとき及び身分証明書を汚損若しくは破損し、又は紛失したときは、民生委員・児童委員身分証明書再交付等申請書（第2号様式）により市長に身分証明書の記載事項の変更又は再交付を申請しなければならない。

(返還)

第6条 民生委員・児童委員でなくなった者は、直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

(交付台帳)

第7条 市長は、民生委員・児童委員身分証明書交付台帳を整備し、身分証明

書の交付及び返還の事実を記録するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。